

## 国外債務者に対する不良債権の処理について

新聞報道によると、中国（中華人民共和国）でも不良債権が増加しており、不良債権への対応が今後の課題になっているとのことです。そこで日本企業が中国の取引先（国外債務者）に対して保有している債権の回収が見込まれなくなった場合や債権が貸倒れた場合の不良債権処理について取り上げてみたいと思います。

まず、債権の回収が見込まれなくなった場合の貸倒引当金の計上についてですが、対象となる債務者から国外債務者が除かれていないため国外債務者を国内債務者と異なる取り扱いにする必要はなく、法人税法 52 条による個別評価引当金及び一括評価引当金の計上が認められると考えます。ただし、法人税法施行令 96 条 1 項 1 号又は 3 号による個別評価引当金の計上については、外国の法制と日本の法制が異なるため外国の法制が日本の法制と類似しているか比較検討する必要があるため、日本の法制と同様の事由が生じていれば計上が認められます（法人税基本通達 11-2-12）。また、法人税法施行令 96 条 1 項 2 号による個別評価引当金の計上については、同号に規定する事由が生じていれば、国外債務者に対する債権についても計上が認められると考えます。

次に、債権が貸倒れた場合の貸倒損失の計上についてですが、上記の貸倒引当金と同様の趣旨から、法人税基本通達 9-6-1 による計上については日本の法制と同様の事由が生じていれば、法人税基本通達 9-6-2 又は 9-6-3 による計上については同通達に規定する事由が生じていれば、国外債務者に対する債権についても計上が認められると考えます。

また、国外債務者が子会社等（国外関連者）であり、子会社等を支援するために債権放棄した場合において、債権放棄をしたことについて相当な理由があると認められないときは、その債権放棄により供与する経済的利益の額は寄附金の額に該当し、その全額が損金不算入となるため注意が必要です（租税特別措置法 66 条の 4 第 3 項、法人税基本通達 9-4-2）。なお、この場合の子会社等は内国法人ではないため、子会社等との間に完全支配関係があったとしてもグループ法人税制の寄附等の取扱いはありません（法人税法 25 条の 2 第 1 項、37 条 2 項）。

中国の倒産法の基本法は「企業破産法」ですが、清算型手続である「破産清算」だけでなく、再建型手続である「重整」、「和解」についても規定されているようです。なお、「重整」は「更生」「再生」、「和解」は「和議」と通常訳されています（TMI 総合法律事務所「中国最新法令情報」参照）。内容が日本の法制と完全に一致するわけではないので単純比較は難しいですが、日本の法制と比較すると概ね次の図のようになります。

## 日本と中国の倒産法の比較

	日本		中国	
再建型倒産手続	会社更生法	会社更生	企業破産法	重整・和解
	民事再生法	会社再生		
清算型倒産手続	破産法	破産		破産清算
	会社法	特別清算		

### 中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

### 中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ <a href="#">重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決</a> 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ <a href="#">株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答</a>
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。